

尾花沢市地域安全克雪方針

令和8年3月

目次

はじめに.....	1
第1章 方針策定の趣旨.....	5
第2章 地域の現状.....	12
第3章 除排雪の現状.....	18
第4章 将来見込みに基づく課題.....	34
第5章 地域の将来構想.....	35
第6章 克雪化に向けた役割.....	37
第7章 評価指標の設定.....	38

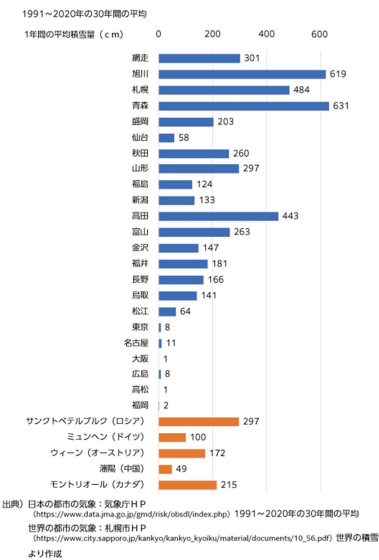
はじめに

世界有数の「特別豪雪地帯」

日本は世界でも有数の豪雪地帯がある国です。雪の降る主な都市について世界と日本を比べてみると、日本の都市は降雪量・積雪量ともに多いことがうかがえます。

また、雪が降る面積も広く、積雪が50センチ以上の日が年に100日以上あり、産業の発展が停滞することで住民の生活水準の向上を阻害するとされる「豪雪地帯」は日本の国土全体の半分を占めています。山形県（以下、「本県」という。）はすべての市町村が「豪雪地帯」に指定され、尾花沢市（以下、「本市」という。）は積雪の度が特に高く、住民生活や産業振興の面でさまざまな支障が生じるとされる「特別豪雪地帯」に指定されています。

日本の主な都市の降雪量と世界の主な都市の積雪量



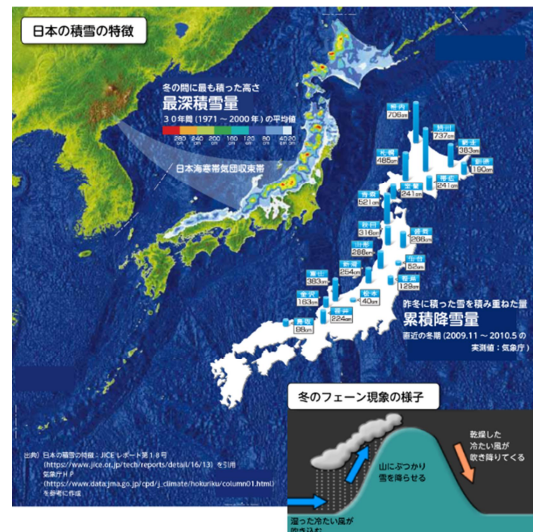
〔資料：国土技術センター、国土交通省〕
図 豪雪地帯・特別豪雪地帯の指定

降雪の変化

降雪量を比べると、日本列島の地形と日本海を流れる対馬海流の影響で、太平洋側で雪が少なく、日本海側で雪が多くなっています。

雪が降るのはシベリアから日本に向かって乾いた冷たい季節風が吹き、この風が日本海をわたるときに海からの熱と水分を吸収してできた雲により雪を降らせませす。

今後、地球温暖化の進行により、気温だけでなく海の水温が高くなることにより、将来年間の積雪量が大きく減少すると考えられる一方、短期間での大雪の可能性が増加するとされています。



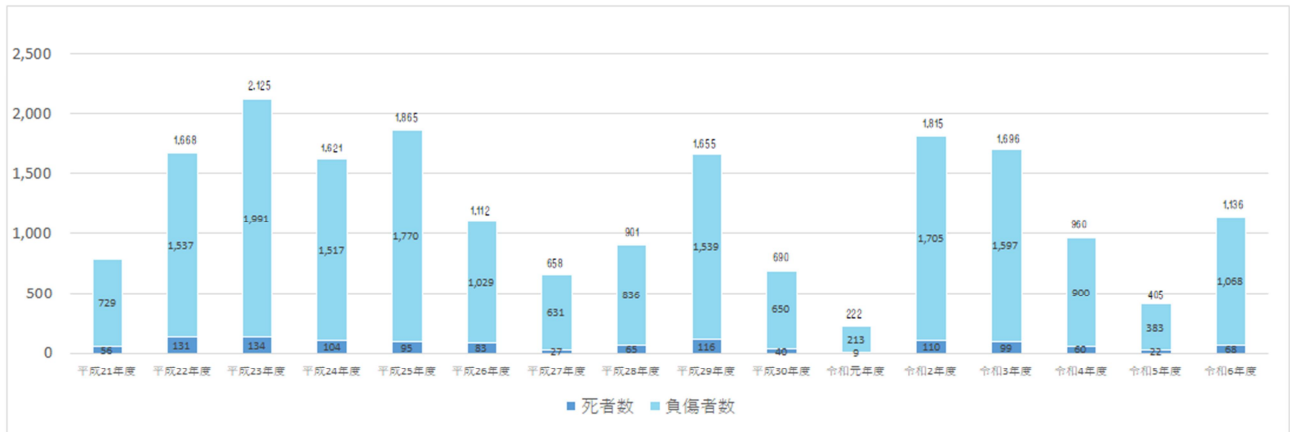
〔資料：国土技術センター〕

図 日本の積雪の特徴

雪に関する人的被害

雪に関する人的被害については、大雪といわれた年には雪害事故の死傷者数が1,500人を超え、事故にあった方の15人に1人が亡くなっています。令和2年度では全国の死傷者数1,815人に対し本県の死傷者数は191人と、死傷者のうち10人に1人が本県の方です。

本県の雪害事故の状況を見ると、毎年死傷者のうち約半数が重症、事故原因の内訳では「転落」が半数以上を占めています。



〔資料：消防白書〕

図 雪害事故の状況（全国）

〔資料：いきいき雪国山形より作成〕

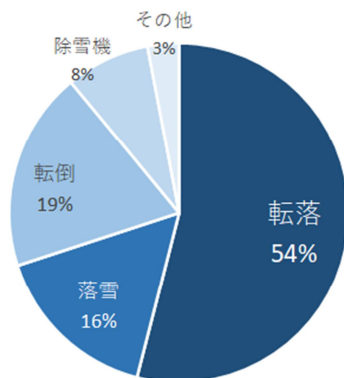
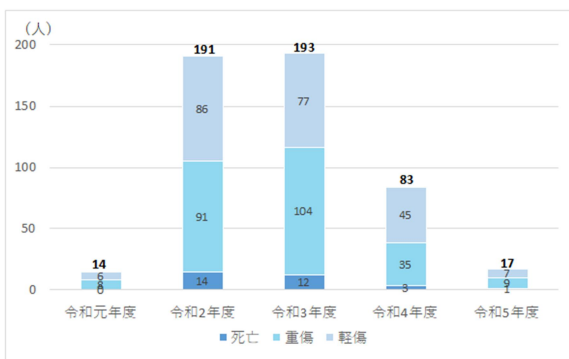


図 本県の雪害事故の状況・事故原因の内訳（令和元年度～令和5年度）

「県別・市町村別の人身雪害リスクの比較」(長岡技術科学大学 上村靖司他, 自然災害科学)では、「交通事故や労働災害のリスク水準との比較から、山間豪雪地域における人身雪害リスクは労働災害の16倍にもなる」ことが指摘されており、雪に関わる作業は「事故が起きる可能性の高い作業」であることを市民全体が正しく認識していく必要があるとされています。

除雪をめぐる社会背景

1956年「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」の成立により、道路除雪が本格的に始まりました。車社会への移行とともに、公共による道路除雪は急速に普及し、以前は地域の共通の困りごとであった雪の問題に対して、集落等で共同して対応する作業が不要になりました。

一方、民地の除雪、個人の所有物である家の屋根の雪下ろしや敷地内の除雪は個人の負担で行うものです。民地の除雪に関しては、昭和の高度経済成長期を経て、家族構成人員の縮小が進み、家族単位で行ってきた屋根の雪下ろしや敷地内除雪への対応が困難となる世帯の割合が増加しました。屋根の雪下ろしのリスク増大の要因として「命綱の不備」のほか「高齢者の単独作業」・「転落面がコンクリートやアスファルトであること」など社会背景の変化による要因が挙げられています。

自力での除雪が困難である世帯には福祉の視点から行政が支援を行ってきましたが、要援護者の増加、除雪を請け負う担い手の高齢化と減少、共助の縮小など深刻な状況となっています。

本市特有の事情としては90を超える集落があり、集落ごとに必要な支援や理想的な共助の除雪の在り方が異なることがあげられます。また間口と接する道路の除雪について「除雪が足りない」「遅い」「除雪機がうるさい」など市民それぞれの主張が異なっている状況があります。

地球温暖化の進行により、将来の年間積雪量が大きく減少するとされていますが、気候等の状況から雪下ろしや敷地内除排雪の必要が無くなるのはまだ先になると予測されるため、除排雪に係る危険性を把握することで対策を講じ、人的・物的資源を活用しながら、除雪支援の形を探り、「住み続けられる地域づくり」「住み続けられる雪国の暮らし方」を再考する必要があると考えます。

公共の場所である道路と同じようには対処できない民地の除雪についてどのように対応していくか、国は計画的な取り組みを推進する方針を示し、各自治体で「克雪方針」策定につながっています。

第1章 | 方針策定の趣旨

1-1 地域安全克雪方針とは

国土の約半分が豪雪地帯である我が国において、雪はさまざまな恩恵をもたらすとともに、生活を阻害するものでもあります。昭和38年の豪雪被害を契機に、法律や国の支援体制の整備が進みました。道路は公共による除雪が行われていますが、企業や各家庭の私有地内の除排雪については個人の責任となっています。

近年、短時間で豪雪になるような気候変化、高齢化や家族形態の変化などによる担い手不足、除排雪作業方法の変化等、複数の要因が組み合わせられ、除排雪作業中の人命にかかわる事故等が高齢者を中心に急増しています。

人口減少・高齢化は豪雪地帯において全国よりも進行しており、特に特別豪雪地帯でその傾向が顕著です。これは、事故の発生や担い手不足と関係の深い問題です。

将来にわたって雪の降る季節をいかに安全に過ごしていくか、地域安全克雪方針は、民地の除排雪について、自立的で安全な地域を実現するための将来構想を設定し、克雪化に向けた役割を定めるものです。

1-2 方針策定の目的

尾花沢市地域安全克雪方針（以下「本方針」）策定の目的の1つ目は、除排雪作業中の死傷事故の防止です。2つ目は、自立的で安全な地域の実現により、持続可能な除排雪体制を築くことです。

1-3 上位・関連計画の整理

「国土強靱化基本計画」において「雪害対策の推進」が、「防災基本計画」において「雪害によいまちづくり」の方針が示されています。

「豪雪地帯対策特別措置法」（昭和37年法律第73号）及び同法に基づき定められた「豪雪地帯対策基本計画」（令和4年12月）では、新たに以下の項目が追加されました。

- 除排雪の担い手の確保と除排雪体制の整備
- 積雪期における豪雪地帯の特性に配慮した防災対策
- 短期集中降雪時の幹線道路上の大規模な車両滞留の回避 等

本県の「第4次雪対策基本計画」では「地域における除排雪の推進」、本市の「第7次総合振興計画」では「克雪対策の充実」の方針が示されています。本方針はこれら上位関連計画を踏まえて策定します。

(1) 国土強靱化基本計画

策定主体	内閣官房
策定年月	令和5年7月
基本的施策	<p>事前防災 災害発生時の被害の最小化に位置づけ</p> <p>○雪害対策の推進</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1-7) 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生</p> <p>○ 冬期の道路交通確保のため、地域の実情に応じて、高速道路の暫定2車線区間や主要国道の4車線化、付加車線や登坂車線の設置、バイパス等の迂回路整備等の基幹的な道路ネットワークの強化を図るとともに、集中的な降雪により走行不能となる車両が発生しないよう、消融雪施設、スノーシェッド、防雪柵、チェーン着脱場、効率的な除雪作業のための除雪ステーション等の整備を進める。また、やむを得ず車両滞留が発生した場合に備え、中央分離帯開口部やUターン路等の整備を進める。あわせて、大規模な車両滞留の発生や長時間の通行止めによる死傷者の発生を防ぐため、冬期道路交通確保に向けた各道路管理者との更なる連携強化、出控え等の行動変容を促す取組、高速道路と並行する国道等の同時通行止めも含めた躊躇ない通行止め等を推し進める。</p> <p>○ 幹線道路における除排雪を適切に実施するとともに、除雪機械の増強、貸与等の地方公共団体への支援や積雪寒冷地特有の舗装損傷への対策等の検討を進める。</p> <p>○ 降積雪時、列車の駅間停車による長時間にわたる乗客の閉じ込め等の事態を回避するため、降積雪の状況等に応じた総合的な雪害対策を強化する。特に、最大で1週間にわたる列車運休や、駅間停車による乗客の閉じ込めが発生したことを踏まえ、除雪機・融雪設備等の整備や、気象予報を踏まえた事前の備えの強化、長時間駅間停車が見込まれる場合における運行再開と乗客救出の並行実施の再徹底、乗客への具体的情報提供の強化、地方公共団体等関係機関との協力体制の強化、具体的場面想定に基づく実践的な訓練等が適切に実施されるよう対策を進める。</p> <p>○ 安全対策がとられた除排雪を推進し、除排雪中の人命に関わる事故等を減少させるため、引き続き、自治体のニーズを踏まえ、共助除排雪体制整備に向けた支援を行う。</p> <p>○ 雪害を起因とする死傷者の発生を防ぐため、送配電設備の耐雪害対策を実施するほか、設備損傷の起因となる周辺樹木の事前伐採等を進める。</p> <p>○ 頻発する自然災害による死傷者数の低減等を図るため、防災気象情報の利活用の促進、気象防災アドバイザーの拡充・活用促進、JETT（気象庁防災対応支援チーム）の活動等を通じた地方公共団体の防災対応支援、多言語での情報発信を行うとともに、次期静止気象衛星等の観測機器、スーパーコンピュータシステム等の整備等により、各種防災気象情報の高度化を図る。</p> <p>○ テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS等、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動が遅れることがないよう、他の情報伝達手段（防災行政無線等）により災害情報を配信できるよう整備・多重化する。</p> <p>○ 大規模災害時における迅速かつ網羅的な状況把握はその後の救助活動を実施する上で不可欠であることから、迅速な撮影及びリアルタイムの映像伝送に一部制限がある現在のヘリコプター映像伝送システムについて、電波の到達距離外の地域における映像伝送を可能とするため、ヘリサット搭載事業の推進を図る。</p> <p>○ 教職員が不在の時であっても、児童生徒等が自ら判断し、命を守る行動がとれるよう防災教育を実施するとともに、平時から家庭や地域、関係機関と連携を図る。</p> <p>○ 雪害時の孤立者に対するメンタルケアを実施できる体制を確保する。</p> <p>○ 豪雪地帯における津波からの避難路の冬期管理については、地域住民と一体となって、いつでも適切に活用可能な状態に保つ。</p> </div>

(2) 防災基本計画

策定主体	中央防災会議
策定年月	令和7年7月
基本方針	国及び地方公共団体は、地域の特性に配慮しつつ、豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立、雪崩災害等の雪害に強い国づくり、まちづくりを行うものとする
基本的施策	<p><雪害対策編></p> <p>(1) 災害に強いまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none">○運搬排雪に利用しやすい雪捨場の確保と整備を図る○雪崩等による危険の著しい区域について災害危険区域の指定 <p>(2) 除雪体制等の整備</p> <ul style="list-style-type: none">○熟練したオペレーターの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、担い手となる地域の建設業者の健全な存続への支援○雪処理中の事故による死者を減らすため、地域コミュニティ単位での共助による雪処理活動の仕組みづくりを推進 (技術指導や講習会、事故の防止に役立つ道具や装備品の安全な使用方法等の普及の促進、事故が起こりやすいタイミングに合わせた注意喚起等)○地域住民からなる地域コミュニティによる除雪を促進、ボランティア等地域外からも雪処理の担い手を確保する等の対策を講じる○平常時から高齢者等の要配慮者の把握、消防機関、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力により除雪支援や避難誘導を行う体制の整備・再点検 <p>(3) 雪害に対する建築物の安全性の確保</p> <p>(4) ライフライン施設等の機能の確保</p> <ul style="list-style-type: none">○雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性と対応策を住民に示し、注意喚起に努めるものとする。特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の開発・普及の促進を図る

(3) 豪雪地帯対策基本計画

策定主体	国土交通省・総務省・農林水産省
策定年月	令和4年12月
基本方針	今後の均衡ある国土の発展と持続可能で世界に開かれた活力ある地域づくりを行うため、積雪により不利となっている産業等の基礎条件の改善等を推進するとともに、雪を有効な資源として更に活用し、新たな産業の振興に取り組む
基本的施策	(1) 交通、通信等の確保 (2) 農林業等地域産業の振興 (3) 生活環境施設等の整備 (4) 国土保全施設の整備及び環境保全 (5) 除排雪の担い手の確保及び除排雪体制の整備 ○地域における安定した除排雪が継続的に行われる体制の構築 除排雪に係る事業者や人材の確保、育成、住民の協力体制の整備等 ○担い手不足への対応 除排雪の自動化・省力化に資する技術の開発及び普及等 (6) 親雪及び利雪による個性豊かな地域づくり (7) 雪氷に関する調査研究の総合的な推進及び気象業務の整備・強化

(4) 山形県雪対策基本計画（第4次）

策定主体	山形県
策定年月	令和2年3月
計画期間	10年間
基本方針	すべての県民が安心して暮らし、国内外との交流や新しい価値を生み出す『いきいき雪国やまがた』の実現を目指す
基本的施策	<p>(1) 雪に強い県づくり</p> <ul style="list-style-type: none">○雪に強い基盤整備の促進○公共サービスの確保○事業者における雪対策の取り組みの強化 <p>(2) 豪雪災害対策</p> <ul style="list-style-type: none">○災害級の短期集中豪雪時の緊急対応等 <p>(3) 地域における除排雪の推進</p> <ul style="list-style-type: none">○道路除雪体制の充実○人口減少に対応した持続可能な地域除排雪の推進○雪害事故防止の取り組みの強化 <p>(4) 雪を活用した地域活性化</p> <ul style="list-style-type: none">○雪を資源として活用する産業の育成○雪に親しむライフスタイルの提案○快適な雪国生活のための技術イノベーションの創出

(5) 第7次尾花沢市総合振興計画

策定主体	尾花沢市
策定年月	令和3年3月
計画期間	基本構想 令和3年度～令和12年度 基本計画 前期期間：令和3年度～令和7年度 後期期間：令和8年度～令和12年度
まちの将来像	このまちで ともに 生きる しあわせな時を刻むまち 尾花沢
基本目標	政策の柱1＜産業振興＞ キラリと光る産業のまち 政策の柱2＜子育て・教育＞ ふるさと愛を育むまち 政策の柱3＜健康・医療・福祉＞ 健康長寿と絆のまち 政策の柱4＜都市基盤・住環境＞ 暮らしやすく住み続けられるまち 政策の柱5＜協働・行財政＞ 笑顔の花咲く交流と協働のまち
本方針に関連する施策	政策の柱4＜都市基盤・住環境＞ 暮らしやすく住み続けられるまち 分野10：住環境・雪対策の充実、上・下水道等整備の推進 【5年間の施策方針】 ●克雪対策と住環境の充実を図ります。 ●利雪・親雪にも取り組みながら、冬期間でも暮らしやすい環境を追求します。 【5年間の施策内容】 10-2 雪対策 主要施策① 克雪対策の充実 1.きめ細やかな除雪作業の実施 2.迅速で効率的な除雪作業の実施 3.歩行者の安全確保 4.地域における除排雪体制の組織化 5.流雪溝及び防雪柵の着実な整備 6.除雪困難世帯の除雪支援 7.除排雪作業における共助化の促進 8.除雪機械の整備 9.堆雪場の適切な管理 主要施策② 利雪、親雪活動の推進 1.市民と行政の協働研究の推進 2.雪国にしかない楽しみを体験するイベントの充実 3.冬季スポーツの充実

1-4 除雪に係る法制度の整理

(1) 雪下ろしについて

住宅等の建築について、積雪に耐えうる構造とすることが求められるとともに、積雪が一定量を越えたら雪下ろしをすることが前提となっています。

法令	項目	詳細
建築基準法	構造耐力	建築物は、積雪荷重に対して安全な構造のものとして、建築物の区分に応じた基準への適合が必要
建築基準法施行令第86条	積雪荷重	○多雪区域の指定 ○垂直積雪量の定め
山形県建築基準法施行細則第16条の2	垂直積雪量の数値	○多雪地域 30N/m ² ・cm (積雪1mに対し1m ² あたり約300kgの耐荷重) ○垂直積雪量-尾花沢市 2m

(2) 安全対策について

法制度の改正により2m以上の高所で作業する労働者について、「①墜落制止用器具の装着」、「②墜落制止用器具の安全な設置設備」、「③特別教育を受けること」が義務づけられるようになりました。万が一事故が起きた場合、墜落防止措置を怠ったとして雇用主が責任を問われます。

雪下ろしについて、1階の屋根の高さは2mを越えるので、高所作業に該当します。仕事としての雪下ろしは「安全教育を受けた作業員が、フルハーネス型の墜落制止用具を着装し、安全な取付設備を設置している」場合に認められるということです。

法令	項目	詳細
労働安全衛生法第21条	事業者の講ずべき措置等	○墜落防止措置の義務
労働安全衛生法施行令	墜落防止措置	○高さ2m以上箇所で行う作業を行う場合、手すり、覆い等を設けた作業床を設けることが原則 ○上記が困難なとき、安全帯の使用等代替措置を認める
労働安全衛生規則	墜落制止用器具の規格	○「安全帯」の名称を「墜落制止用器具」に変更 ○墜落制止用器具は「フルハーネス型」が原則
	取付設備の設置	○墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備設置の義務
	特別教育規定	○「安全衛生特別教育」が必要 特別教育(学科4.5時間、実技1.5時間) 高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務

第2章 | 地域の現状

2-1 立地

(1) 地理的条件

本市は山形県の北東部に位置し、東は奥羽山脈で宮城県仙台市、加美町などに接し、南は東根市、西は村山市、大石田町、北は最上町、舟形町に接しています。面積は、東西約 25km、南北約 33km の 372.53 km²です。

地勢は、東部及び南北地域は奥羽山脈に連なる起伏に富んだ山地、北西部は出羽丘陵の山並みが連なり、尾花沢盆地を形成しています。

気候は、年間の寒暖の差が大きく、四季の移り変わりが明瞭です。平野部でも積雪深が 2m に及ぶ全国有数の豪雪地帯でもあり、飛騨の高山、越後の高田と並び「日本三雪の地」と称され、歴史と文化が息づく街並みと美しい雪景色が眺望できます。

道路・交通網は、市域の西部を国道 13 号が南北方向に縦断し、新庄市及び山形市と結んでいます。また、国道 347 号が市域の中心を東西に横断し、宮城県大崎市及び寒河江市方面と結んでいます。

令和 4 年 10 月に東北中央自動車道の東根北 IC～村山本飯田 IC 間が開通し、東根～尾花沢間が開通となりました。将来的には新庄真室川 IC 以北も整備され、広域交通網が強化されていきます。

鉄道は JR 奥羽本線が市域の北西部を南北方向に縦断しており、芦沢駅があります。また、山形新幹線の最寄停車駅は大石田駅です。

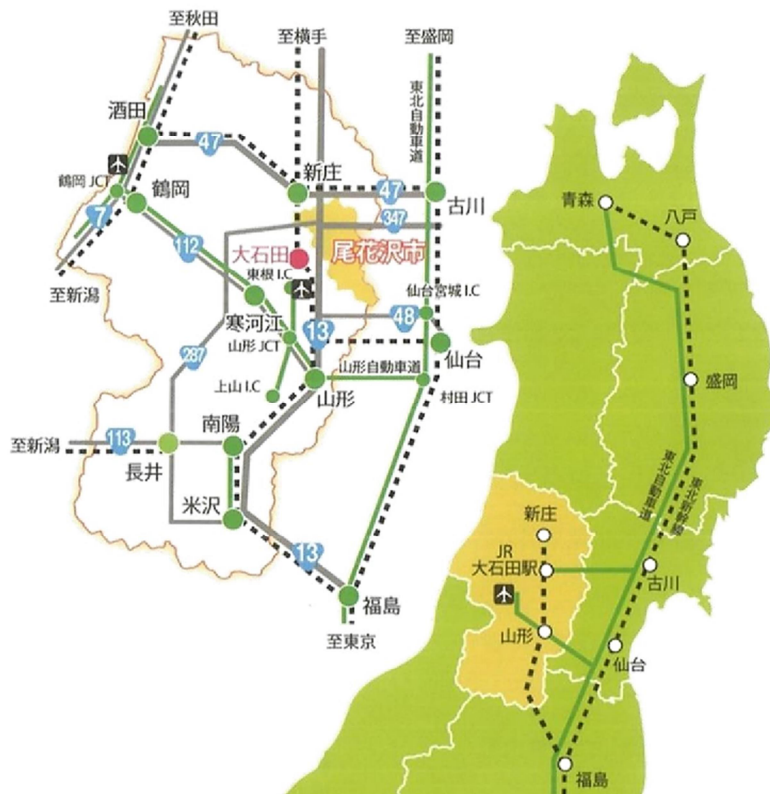


図. 本市の位置

(2) 地区区分

尾花沢、福原、宮沢、玉野、常盤の5つの地区があります。

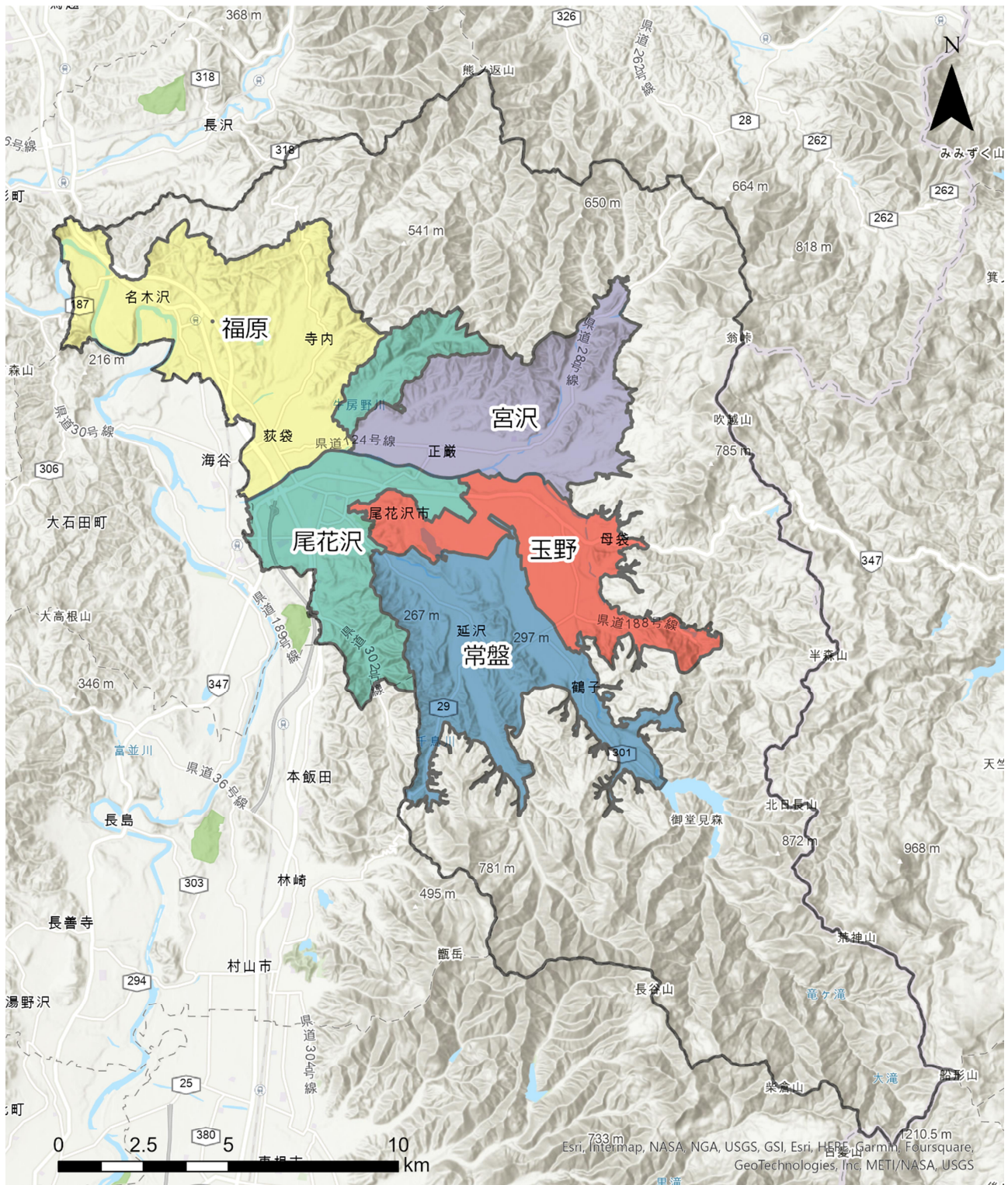
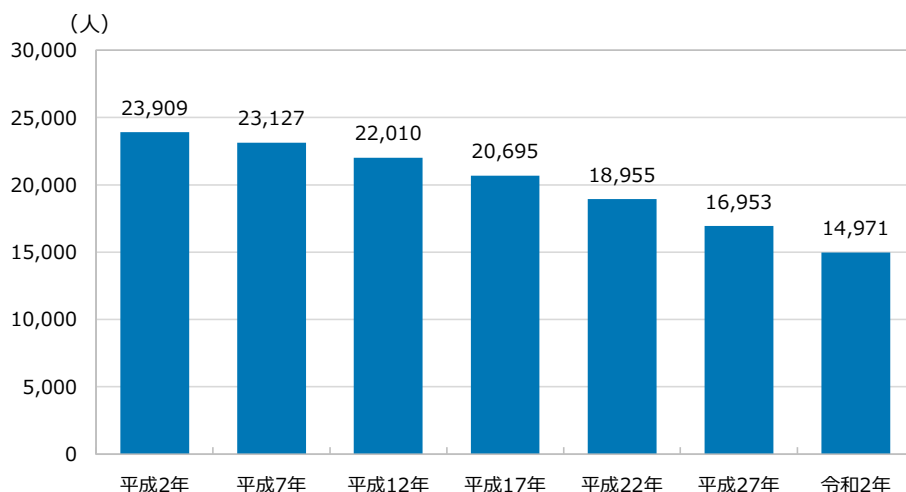


図. 地区区分

2-2 人口

(1) 総人口の推移

国勢調査による本市の総人口は、令和2年時点で14,971人です。平成2年以降年々減少しており、令和2年までの30年間で約9,000人、平成27年と比べると1,982人減少しています。



〔資料：国勢調査〕

図. 総人口の推移

(2) 年齢階層別人口・割合の推移

本市の年齢階層別人口は、令和2年時点で0～14歳の年少人口が1,459人(9.7%)、15～64歳の生産年齢人口が7,278人(48.6%)、65歳以上の高齢者人口が6,232人(41.6%)となっています。平成2年以降の年齢階層別割合の推移は、年少人口割合が減少する一方、高齢者人口割合が増加し、少子高齢化が進行しています。

生産年齢人口は平成2年から令和2年までの30年間で7,716人減少しており、生産年齢人口割合も62.7%から48.6%へ低下しています。この傾向は、令和7年以降も続く見込みです。高齢者人口は令和2年から減少する見込みですが、高齢者人口割合は上昇し、人口の約半数を占めるものと推計されます。

表. 年齢階層別人口の推移

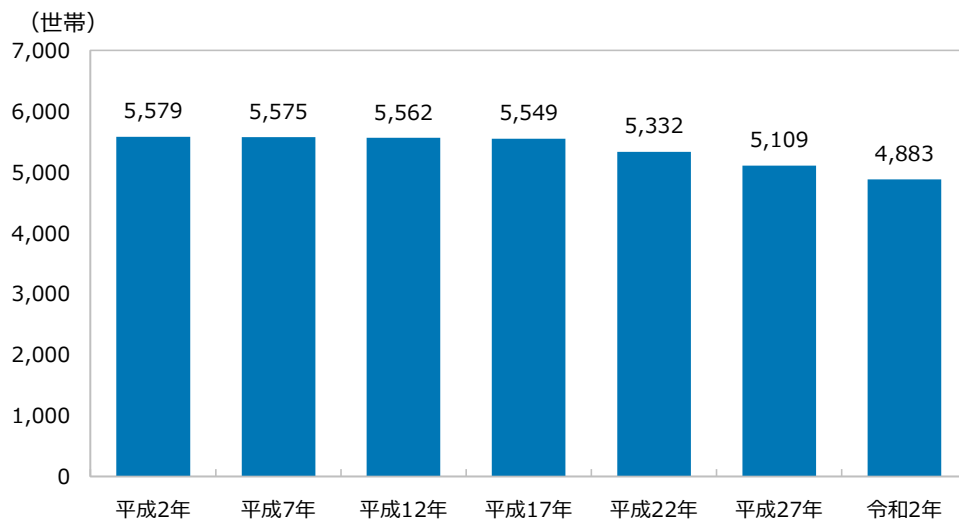
単位：人、%

	国勢調査							将来人口	
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年
総人口	23,909	23,127	22,010	20,695	18,955	16,953	14,971	13,242	11,581
年少人口	4,499	3,812	3,105	2,594	2,176	1,846	1,459	1,251	1,038
生産年齢人口	14,994	13,971	12,772	11,667	10,616	8,877	7,278	5,930	4,914
老年人口	4,410	5,344	6,133	6,434	6,163	6,229	6,232	6,061	5,629
年少人口割合	18.8%	16.5%	14.1%	12.5%	11.5%	10.9%	9.7%	9.4%	9.0%
生産年齢人口割合	62.7%	60.4%	58.0%	56.4%	56.0%	52.4%	48.6%	44.8%	42.4%
老年人口割合	18.4%	23.1%	27.9%	31.1%	32.5%	36.7%	41.6%	45.8%	48.6%

〔資料：国勢調査（令和2年）、国立社会保障・人口問題研究所〕

2-3 世帯数の推移

国勢調査による本市の世帯数は、令和2年時点で4,883世帯です。平成2年以降横ばいで推移していましたが、平成22年以降減少傾向となっています。令和2年までの30年間で約700世帯、平成27年と比べると226世帯減少しています。



〔資料：国勢調査〕

図. 世帯数の推移

2-4 高齢者世帯の状況

(1) 65歳以上の親族のいる一般世帯

令和2年国勢調査によると、65歳以上の親族のいる一般世帯数は3,622世帯で、一般世帯数に対する割合は74.4%となっています。

平成2年以降の推移をみると、65歳以上の親族のいる世帯は、平成17年まで増加傾向が続いていましたが、それ以降は減少傾向に転じています。一般世帯に占める割合は上昇傾向が続いています。

表. 65歳以上の親族のいる一般世帯の推移

単位：世帯、人、%

		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数		5,571	5,570	5,555	5,542	5,320	5,096	4,871
65歳以上 親族のいる 一般世帯	世帯数	3,129	3,552	3,802	3,915	3,804	3,708	3,622
	世帯比率	56.2%	63.8%	68.4%	70.6%	71.5%	72.8%	74.4%
	世帯人員	14,818	15,918	15,977	15,399	14,075	12,566	11,121
	65歳以上親族人員	4,306	5,186	5,786	6,066	5,755	5,732	5,774

〔資料：国勢調査〕

(2) 高齢単身者

令和2年国勢調査によると、高齢単身者数は585人で、その内訳としては65～69歳が最も多く146人(25.0%)、次いで70～74歳の135人(23.1%)となっています。

平成2年から令和2年までの30年間で、高齢単身者数は約3.8倍に増加しています。一般世帯に占める割合は、平成2年の2.7%から年々上昇し、令和2年では12.0%となっています。

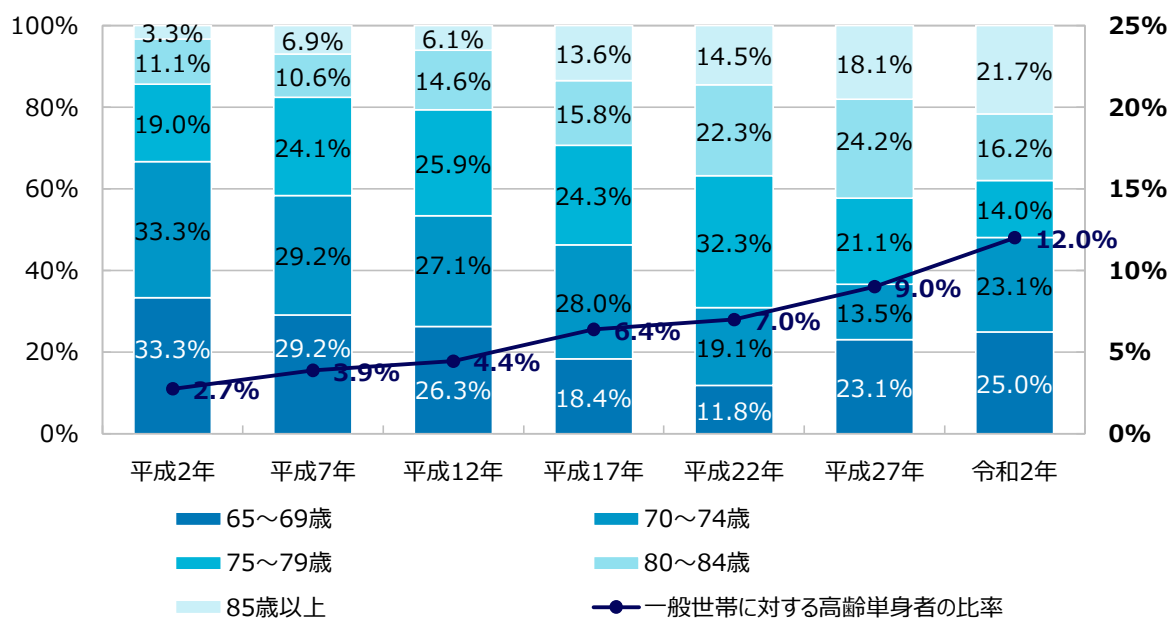
表. 高齢単身世帯の推移

単位：人

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年		
							実績	割合※	割合
一般世帯数	5,571	5,570	5,555	5,542	5,320	5,096	4,871	100.0%	-
高齢単身者数	153	216	247	354	372	459	585	12.0%	100.0%
65～69歳	51	63	65	65	44	106	146	3.0%	25.0%
70～74歳	51	63	67	99	71	62	135	2.8%	23.1%
75～79歳	29	52	64	86	120	97	82	1.7%	14.0%
80～84歳	17	23	36	56	83	111	95	2.0%	16.2%
85歳以上	5	15	15	48	54	83	127	2.6%	21.7%

※一般世帯に占める割合

〔資料：国勢調査〕



〔資料：国勢調査〕

図. 高齢単身世帯の推移

(3) 高齢夫婦世帯

令和2年国勢調査によると、高齢夫婦世帯は732世帯で、内訳としては70～74歳が最も多く238世帯(32.5%)、次いで65～69歳と75～79歳の151世帯(20.6%)となっています。

平成2年から令和2年までの30年間で、高齢単身世帯数は約3.6倍に増加しています。一般世帯に占める割合は、平成2年の3.6%から年々上昇し、令和2年では15.0%となっています。

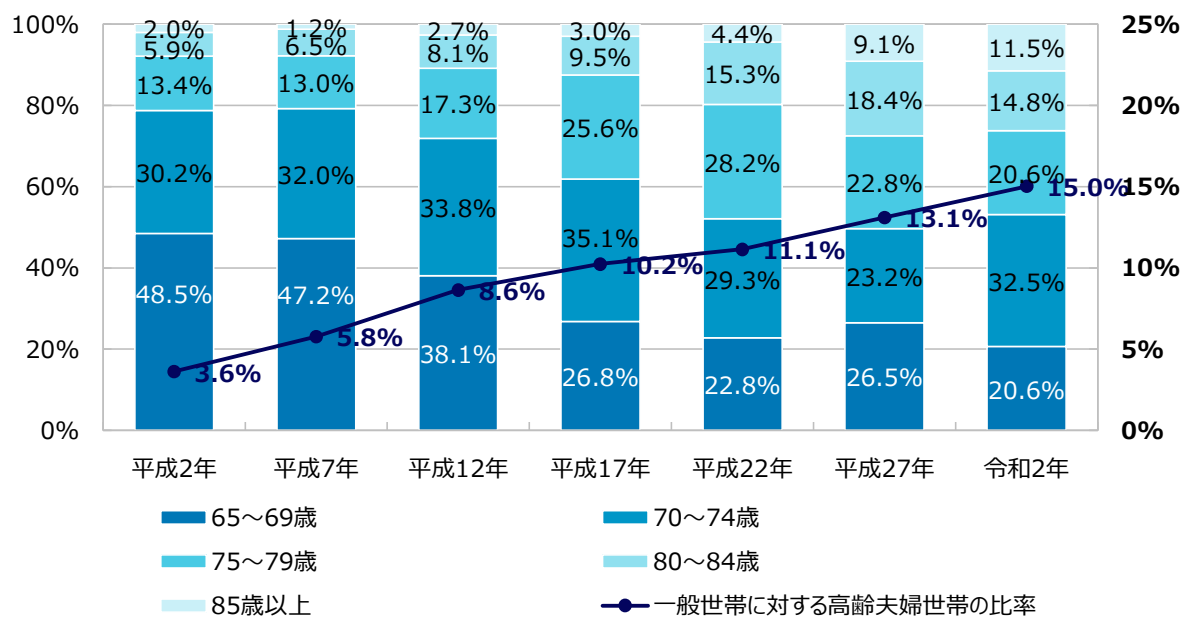
表. 高齢夫婦世帯の推移

単位：世帯

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年		
							実績	割合※	割合
一般世帯数	5,571	5,570	5,555	5,542	5,320	5,096	4,871	100.0%	-
高齢夫婦世帯数	202	322	480	567	593	668	732	15.0%	100.0%
夫の年齢が65～69歳	98	152	183	152	135	177	151	3.1%	20.6%
70～74歳	61	103	162	199	174	155	238	4.9%	32.5%
75～79歳	27	42	83	145	167	152	151	3.1%	20.6%
80～84歳	12	21	39	54	91	123	108	2.2%	14.8%
85歳以上	4	4	13	17	26	61	84	1.7%	11.5%

※一般世帯に占める割合

〔資料：国勢調査〕



〔資料：国勢調査〕

図. 高齢夫婦世帯の推移

第3章 | 除排雪の現状

3-1 除排雪作業中の死傷事故発生件数と状況

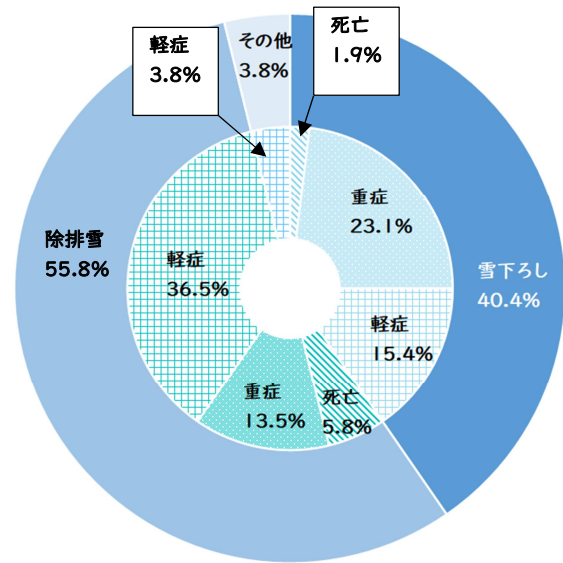
令和2年度から令和6年度に発生した除排雪作業中の死傷事故は52件で、内訳としては屋根の雪下ろしが21件、敷地内の除排雪が29件となっています。

作業内容別にみると、敷地内の除排雪中の軽症が36.5%で最も多く、次いで屋根の雪下ろしの重症が23.1%、屋根の雪下ろし中の軽症が15.4%と続いています。また、死亡事故は、敷地内の除排雪中に最も多く発生しています。

表. 除排雪作業中の死傷事故発生状況

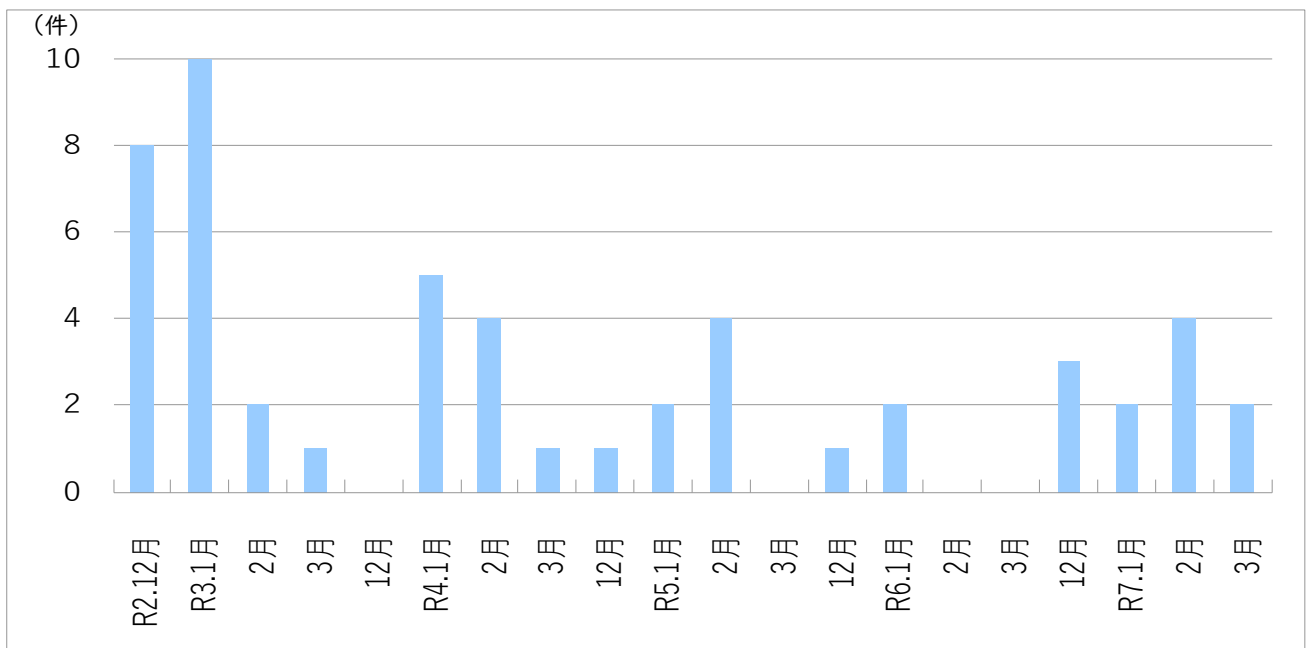
単位：件

	作業内容			
	雪下ろし	除排雪	その他	合計
死亡	1	3	0	4
屋根・はしご等からの転落	1	0	0	1
屋根雪等の落雪	0	3	0	3
重症	12	7	0	19
屋根・はしご等からの転落	12	1	0	13
屋根雪等の落雪	0	0	0	0
除雪機との接触	0	3	0	3
その他	0	3	0	3
軽症	8	19	2	29
合計	21	29	2	52



(令和2年度～令和6年度の合計)

図. 除排雪作業中の死傷事故発生状況



(令和2年度～令和6年度)

図. 年度別死傷事故発生状況

事故の要因別にみると、死亡事故の約 85%が屋根雪等の落雪によるものです。

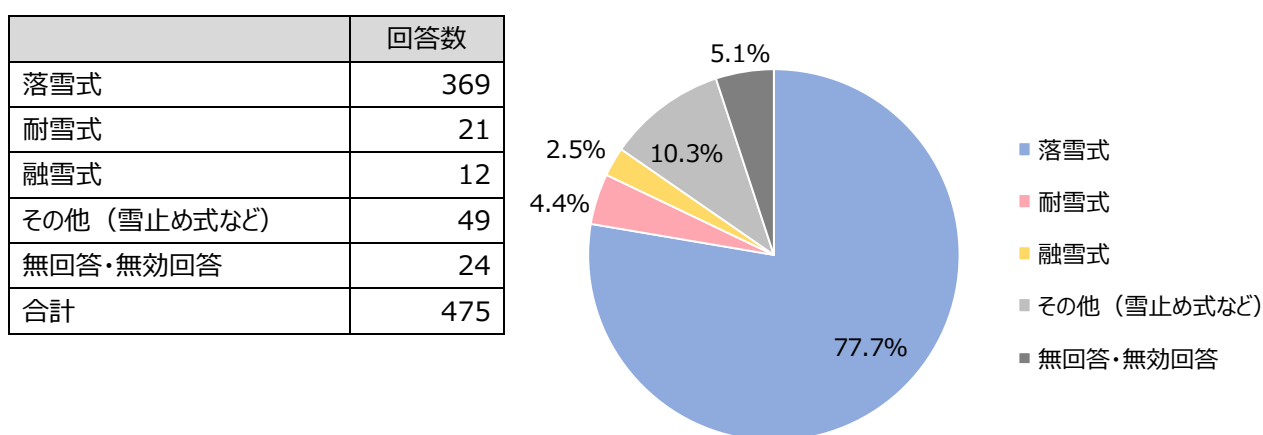
雪下ろしの重傷事故では約 93%が「屋根・はしご等からの転落」、除排雪の重傷事故では「屋根雪等の落雪」と「除雪機との接触」がそれぞれ約 31.5%となっています。

事故の発生時期は、降雪量の多い 1 月・12 月が目立ちます。

3-2 住宅の除排雪設備の整備状況

克雪住宅・非克雪住宅戸数

18 歳以上の市民 1,000 名を対象に実施したアンケート結果では、回答者の約 8 割以上が、住宅は何らかの克雪住宅（落雪式・耐雪式・融雪式）であるとしています。このうち最も多いのは落雪式住宅で、市全体として克雪住宅の普及率は高いと考えられます。



図表 克雪住宅の普及状況 (n=475)

本市では、安心して暮らせる住環境の整備に向け、克雪住宅の建築、融雪設備の設置、除雪機械の購入等の経費に対して助成を行っています。令和 2 年度から令和 6 年度までの支援数は累計で 95 件でした。最も多いのは、「屋根に雪割り板を設置する工事」の 47 件となっています。

表 住宅等の雪対策支援事業の利用状況

単位：件

事業内容	年度	R2	R3	R4	R5	R6	累計
	◆克雪住宅建設等助成事業		4	19	16	4	1
◆住宅リフォーム支援事業—屋根の改良工事		7	14	12	10	8	51
└(1)屋根の勾配を大きくする工事		0	3	1	0	0	4
└(2)雪が滑りやすい屋根材に改良する工事		0	0	0	0	0	0
└(3)屋根に雪割り板を設置する工事		7	11	11	10	8	47

3-3 自力で除排雪が難しい世帯

(1) 除排雪に支援を要する世帯数

本市では自力での除雪が困難な方に対し除雪に係る費用の一部を助成する除雪サービス事業を実施しており、対象世帯に除排雪作業への支払いに利用できる除雪サービス券を交付し、費用を市が負担しています。

表. 除雪サービス事業実績

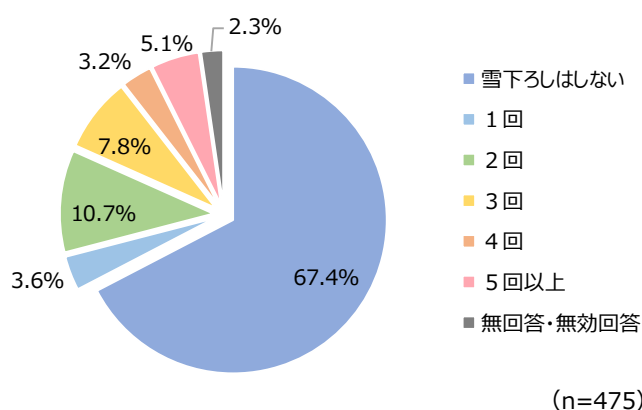
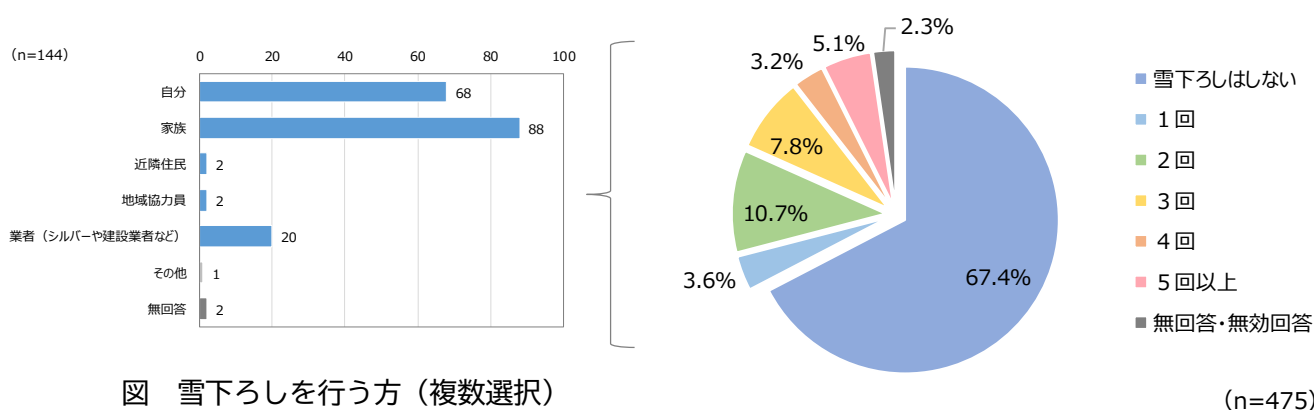
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
除雪券	円	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	枚	50	50	50	40	50
	人	483	491	493	485	555
扶助的委託料（シルバー）	千円	10,569	10,056	9,327	1,884	4,094
業者・個人・団体依頼		9,719	10,834	10,954	4,211	6,447

(2) 将来的に雪下ろしや除排雪が難しいと考える人の割合

雪下ろし

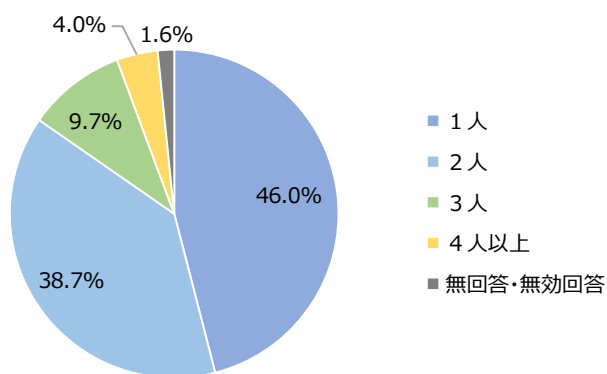
アンケートでは、7割近くが「雪下ろしはしない」と回答しました。

1回以上雪下ろしをすると回答した144人のうち多くが「自分」や「家族」で作業していると回答し、「業者」と回答したのは20人でした。



家庭で雪下ろしを行う方の半数近くが1人で作業しています。

家庭で雪下ろしを行う方の年齢は65歳～74歳が最も多く、1人で作業を行う人のうち約4割以上が65歳以上です。



(n=124)

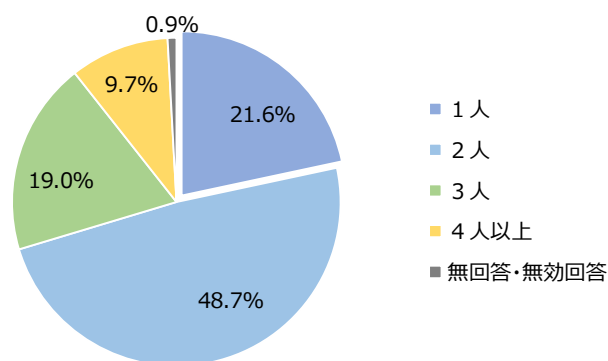
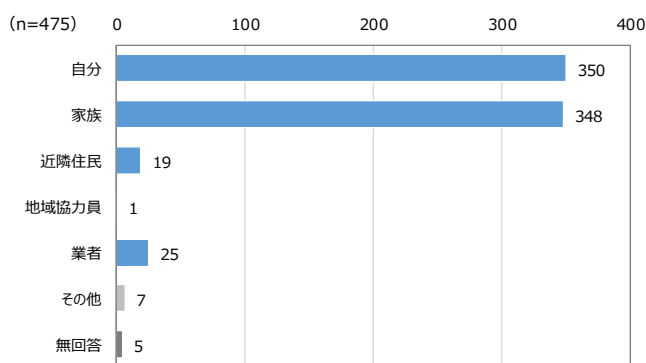
図 家庭で雪下ろしを行う方の人数

敷地内除雪

アンケートでは、ほぼ全ての方が敷地内除雪を行っているとお答えしました。

敷地内除雪を行うのは「自分」と「家族」という回答が7割を超えています。

敷地内除雪を行う約8割が2人以上で作業しています。敷地内除雪を1人で行う101人のうち半数が65歳～74歳です。



(n=462)

図 敷地内除雪を行う方（複数選択）

図 敷地内除雪を行う方の人数

(3) 5年後、10年後の見通し

雪下ろし

年に1回以上雪下ろしを行っている124人のうち、5年後、10年後も自分または家族のみで雪下ろしができるのか、見通しについて「分からない」が最も多く3割以上となっています。次いで「5年後はできるが、10年後はできない」が3割弱、「5年後の雪下ろしはできない」が2割と続きます。「5年後の雪下ろしはできない」のうち半数近くが65歳以上です。

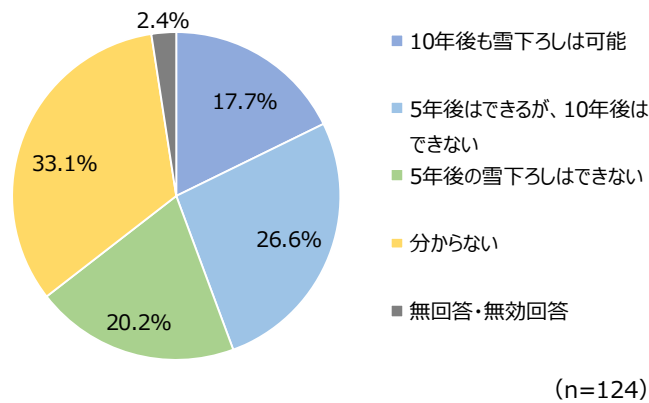


図 5年後、10年後の雪下ろしの作業継続見込み

敷地内除雪

5年後、10年後も自分または家族のみで敷地内除雪ができるのか、見通しについて「10年後も敷地内除雪は可能」が最も多く4割弱となっています。次いで「分からない」が3割、「5年後はできるが、10年後はできない」が2割となっています。

「5年後の敷地内除雪はできない」は1割弱で、このうち年齢では65歳以上が6割、家族構成では単身または夫婦世帯が3割以上です。

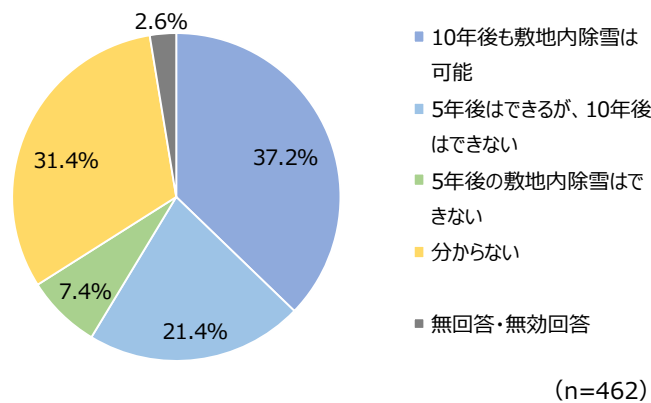


図 5年後、10年後の敷地内除雪の作業継続見込み

3-4 共助組織等の状況

本市の民地における除排雪は建設業者や複数の団体・組織の協力により支えられています。

共助の活動団体は、社会福祉協議会を通じた福祉協力員・ボランティア、集落の自主組織です。本市の除雪サービス事業の使用実績からみると、本市の除雪支援活動の半分近くをシルバー人材センターが担っています。

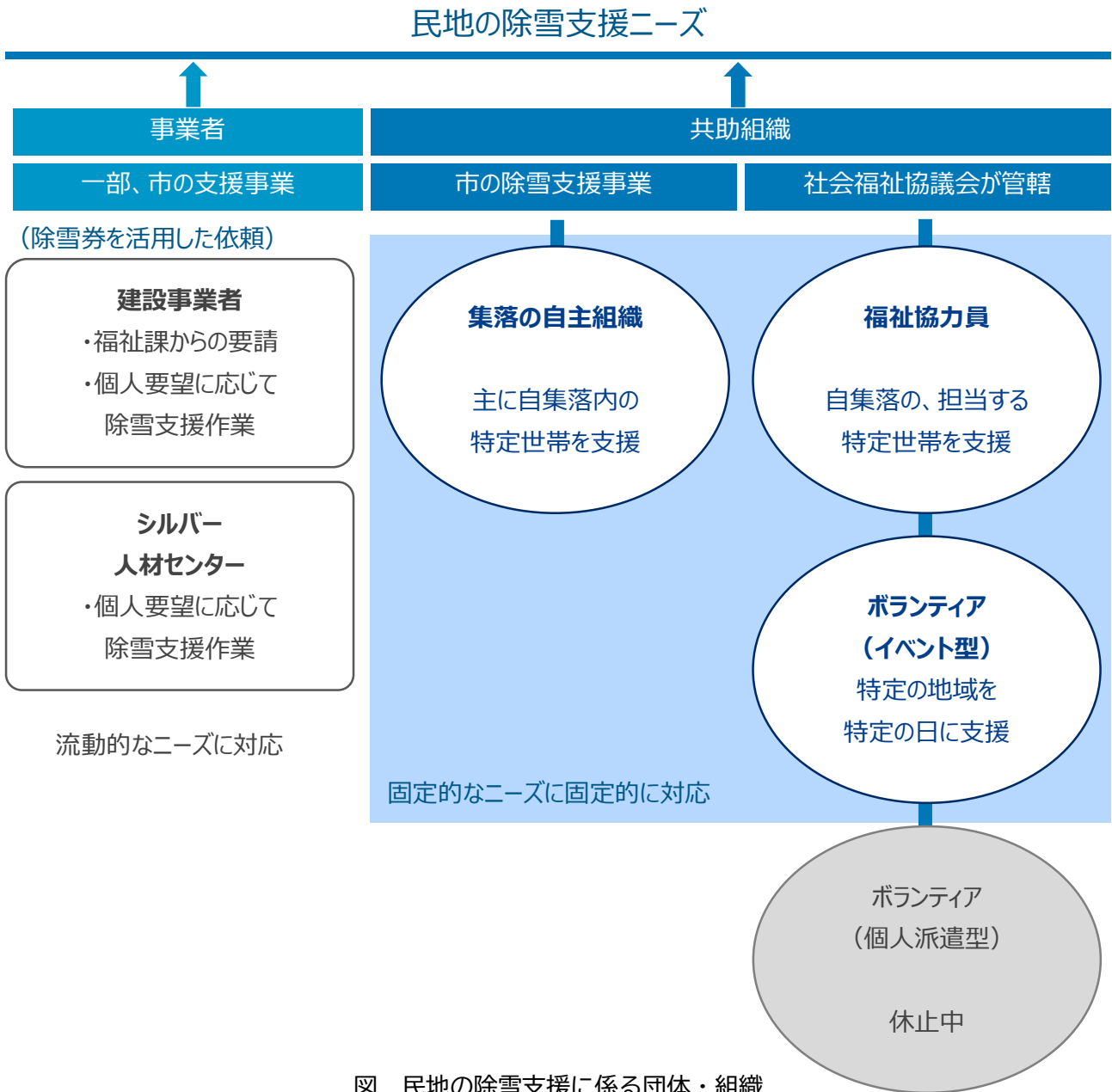


図 民地の除雪支援に係る団体・組織

(1) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、住民、ボランティア団体、民生委員児童委員、社会福祉施設など多様な関係機関の参加・協力のもと、福祉のまちづくりを目指したさまざまな活動を行っている民間非営利団体です。ボランティア活動支援や地域福祉活動の1つに除雪に関する支援があります。

(令和5年ヒアリングより)

団体の概要

- | | |
|-------|---------------------------------------|
| ■ 団体名 | 尾花沢市社会福祉協議会 |
| ■ 人員数 | イベント型除雪 参加者 160 名
福祉協力員の延べ人数 259 名 |

除排雪作業の実績

- | | |
|---------------|--|
| ■ 除排雪に関する活動内容 | ボランティアによる除排雪。
福祉協力員による除排雪、雪下ろし等。 |
| ■ 年間の作業件数 | イベント型除雪：14 世帯
福祉協力員による除雪（要援護世帯）：10 世帯 |
| ■ 活動日数等 | イベント型除雪：4 日（3 回） |

除雪等の活動状

あらかじめ対象世帯、実施日を調整し、市内外の団体に除雪活動に参加してもらう「イベント型除雪」、福祉ネットワーク事業「福祉協力員」による除雪支援を行っている。

イベント型除雪ボランティアの受け入れ

平成 24 年以降一般ボランティア・イベント型除雪ボランティアの受け入れと活動支援を行ってきた。

福祉協力員による要援護世帯への除雪支援

福祉協力員（集落内ボランティア）は活動タイプに応じて、要援護者世帯での敷地内除雪や雪下ろしなどの支援を行っている。活動日等は個々のケースにより不定期である。

(2) 集落の自主組織

本市では、「集落の共助により安心して暮らせる地域づくり」を目指し、集落内の除雪困難者宅などの除雪を集落内の組織が自主的に行うものについて支援しています。

地域除雪活動支援事業への申請は平成30年から10件程度で推移しており、令和4年度の活動団体は9団体でした。このうち1団体は、通年での地域づくり活動を主目的として設立され、冬季の団体活動の一つに除雪支援が位置付けられています。

表 除雪活動を行う集落組織数

(年度)	H30	R1	R2	R3	R4
地域除雪活動支援事業申込件数	8	9	10	8	9

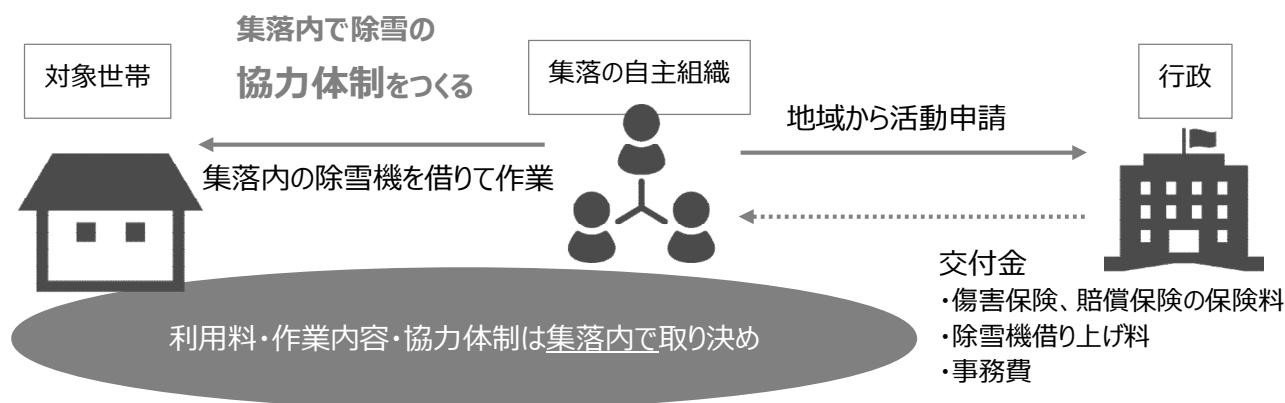


図 地域除雪活動支援事業の仕組み

除雪等活動状況

構成員の中心は60代。ヒアリング及びアンケートで回答のあった8団体中6団体は除排雪、2団体は雪下ろしと除排雪を行っている。

安全対策として複数人で作業、携帯電話の持参、ヘルメットの着用等が行われている。

表 集落の自主組織・活動状況一覧（令和5年アンケート等回答より）

団体名 (活動開始年)		人員数 年齢構成		対象範囲 対象戸数	活動内容
地域除雪活動支援事業による活動団体					
1	行沢自治会 (令和4年)	総数5人 70代 5人		集落内 3戸 (高齢者単身世帯)	除排雪
2	和合除雪隊 (平成28年)	総数13人 60代 9人 70代 4人		集落以外も含む 11戸 (高齢者)	雪下ろしと除排雪
3	五十沢旭会 (平成30年)	総数6人 60代 3人 70代 3人		集落内 3戸 (高齢者単身世帯) 要請があった家屋、公民館等公共施設	除排雪
4	安久戸除雪隊	総数20人 50代 3人 60代 10人 70代 7人		集落内 4戸 (高齢者単身世帯、除雪能力のない世帯)	除排雪
5	中刈除雪隊 (平成28年)	総数13人 40代 2人 60代 5人 70代 6人		集落内 3戸 (要請があった家屋)	雪下ろしと除排雪
6	南沢除雪隊 (平成27)	総数6人 60代 3人 70代 3人		集落内 5戸 (要請があった家屋)	除排雪
7	関谷地区 (令和5)	総数4人 60代 3人 70代 1人		集落内 5戸 (高齢者・単身世帯)	除排雪
地域づくり+地域除雪活動支援事業による活動団体					
8	ほその村 除雪は平成26年～	除雪支援作業員15人 会員数193人 49歳以下 57人 50代 21人 60代 30人 70代 52人 80歳以上 33人		集落内 計21戸（居住中17戸、 空き家4戸）	除排雪（除雪車の出動に 合わせて作業） 間口除雪1日2回 家の周りは年に3～4 回 地域おこし活動が主目的 であり、活動の一環として 除雪も行っている

作業体制	安全対策	除雪機の使用状況 (詳細)	将来の活動 継続見込み		
			5年後	10年後	
除排雪 1人	・周囲に声かけ ・携帯電話を持参 ・屋根等の落雪処理を してから作業	使用している (個人所有機を借用)	○	×	行 沢
雪下ろし 除排雪 2~3人	・複数人で作業 ・携帯電話を持参 ・ヘルメットを着用	使用している (個人所有機を借用)	○	×	和 合
除排雪 1人		使用している (個人所有機を借用)	×	×	五十 沢 旭
除排雪 2~3人	・複数人で作業 ・携帯電話を持参	使用している (個人所有機を借用)	○	×	安 久 戸
雪下ろし 2~3人 除排雪 2~3人	・複数人で作業 ・携帯電話を持参	使用している (個人所有機を借用)	○	×	中 刈
除排雪 2~3人 間口除雪 1人	・複数人で作業 ・携帯電話を持参 ・落雪処理をしてから 行う	使用している (個人所有機を借用)	○	×	南 沢
除排雪 1人		使用している (個人所有機を借用)	○	×	関 谷
除排雪 常時3人 3班体制で行う 作業者は42歳~78歳	・毎月1日に話し合い	使用している (個人所有機を借用)	○	-	ほ そ の 村

3-5 除排雪業者の活動状況

本市の民地における除排雪は、共助組織のほか、地元の建設業者及び公益社団法人尾花沢シルバー人材センター（以下、「シルバー人材センター」という。）により支えられています。

(1) シルバー人材センター

シルバー人材センターはおおむね60歳以上の高齢者を会員として、高齢者にふさわしい臨時的、短期的な仕事を一般家庭や企業、公共団体などから引き受け、これを会員に提供し、作業内容に応じて配分金を支払います。個人宅の除雪も請け負っています。

(令和5年ヒアリングより)

団体の概要

- 人員数 204名（男性：154名／女性：50名）
- 年齢構成 登録会員の7割が70代

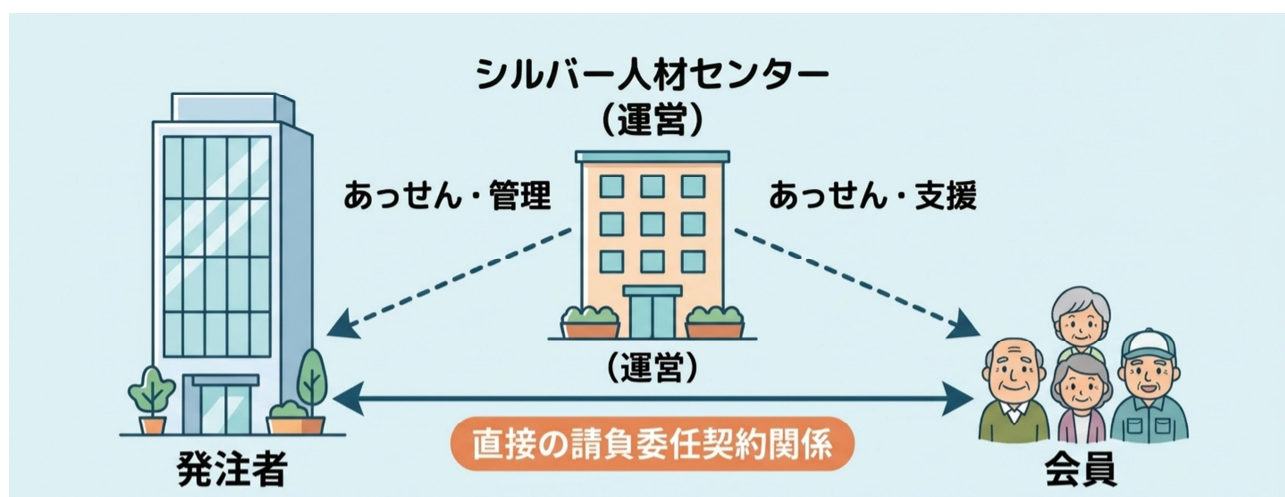
60～64	65～69	70～74	75～79	80～84	85～89
9名	22名	74名	67名	25名	7名

除排雪作業の実績

- 除排雪に関する活動内容 雪下ろし、間口除雪、機械除雪
- 年間の作業件数・年間作業金額：14,589,055円
- 活動日数等 年間稼働人員：2,319名（延べ人数）

除雪等の活動状況

除雪等の作業を行っているのは30名程度。安全対策として安全講習、機械除雪講習を行っている。



(2) 除排雪業者

道路除雪については建設事業者が分担しており、作業員の年齢構成は40代と60代が最も多くなっています。

表 道路除排雪に従事する建設事業者・作業員の年齢構成（令和5年アンケートより）

年齢							(歳)	(人)
～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	合計	
1	13	15	34	17	34	9	123	

〔資料：尾花沢市〕

除排雪等の活動状況について、ヒアリング及びアンケートから回答を得た建設事業者12社の状況から整理しました。

除雪等の活動状況

雪下ろし、敷地内の除排雪を行っており、雪下ろしを担うことが多い。作業は2～3人、もしくは3～4人体制で行っている

除排雪の作業要員として、季節雇用を行っている。

3-6 民地の除排雪に係る行政の支援状況

(1) 雪対策の概要

本市では降雪期及び豪雪時における市民の安心と安全を確保し、住み良い地域にするため、克雪・利雪・親雪の観点から総合的な雪対策に取り組んでいます。

市道の除排雪のほか、インフラや住宅の雪害に対する緊急対応、相談、資金助成等を行っています。

表 雪に関するお問い合わせ先一覧

分野	内容	問合せ先
防災危機管理	積雪情報の発信 豪雪対策本部事務局（設置時） 空き家の落雪等に係る相談	防災危機管理課
道路の除排雪	市道の除排雪全般	建設課
福祉関係	高齢者世帯等の雪対策（除雪券）	福祉課
	福祉灯油券の交付等 地域除雪活動支援事業 除雪ボランティアの推進	福祉課
教育関係	通学路の確保と安全対策	こども教育課・教育指導室
	臨時休校、始業・終業時間の変更	各小中学校長
農業関係	農業関係の雪害対策	農林課
水道関係	上下水道の雪害関係	環境衛生事業組合
	簡易水道の雪害関係	環境エネルギー課
	農業集落排水の雪害関係	
環境衛生関係	ごみ収集に関する雪対策	環境衛生事業組合
公営住宅関係	市営住宅の雪害対策	建設課
観光関係	雪に係る観光情報の発信	商工観光課
克雪化に関する支援制度	ふるさと暮らし応援事業 克雪住宅建設等助成 消融雪装置設置助成（除雪機械含む）	定住応援課
	住宅リフォーム緊急支援事業 克雪化に伴うリフォーム工事	建設課

〔資料：尾花沢市 HP〕

また、市のホームページに雪対策のページを設け、積雪や除排雪に関する情報や支援策情報等をまとめています。

表 雪対策

項 目	種 別
積雪情報«速報»	情報共有
道路情報	情報共有、情報提供
雪観測結果（過去情報）	情報提供
住宅等の除雪作業の請け負い可能な事業所について①	情報提供
ふるさと暮らし応援事業（雪対策への助成）②	助成情報
雪に関するお問合わせ先一覧	情報提供
除排雪	
尾花沢市除雪情報提供システム③	情報提供
除雪路線計画図④	情報提供
流雪溝の使用について⑤	情報提供
地域除雪活動支援事業について⑥	助成情報

〔資料：尾花沢市 HP〕

上記表中、○数字を付した 6 項目について支援内容の詳細を次項に示します。

（2）雪対策の詳細

① 除雪作業の請け負い可能な事業所について

住宅等の除雪作業を請け負うことが可能な事業所の一覧を作成、掲載しており、事業所の連絡先と請け負うことのできる作業内容や作業条件をまとめています。

除雪作業の依頼は各個人が各事業所へ直接行います。

② ふるさと暮らし応援事業（雪対策への助成）

安心して暮らせる住環境の整備に向け、住宅の屋根の雪下ろしや敷地の除排雪等について市民の負担や危険等の軽減を図るため、克雪住宅の建築、融雪設備の設置、除雪機械の購入等の経費に対して助成を行っています。

表 雪対策への助成一覧

助成対象	住宅の種類	補助金額
○新築の克雪化住宅の購入	融雪式住宅	対象事業費の 30%以内（上限 60 万円）
○住宅の克雪化リフォーム	高床式住宅	
	耐雪式住宅	
○住宅敷地内消融雪設備購入		対象事業費の 30%以内（上限 60 万円）
○家庭用除雪機械購入		購入価格の 10%以内（15 万円限度）

③ 尾花沢市除雪情報提供システム

除雪状況の見える化を図り GPS 機能を利用した「除雪情報提供システム」を導入しています。除雪情報システムにアクセスすることで除雪車の稼働状況をパソコンやスマートフォンで確認できます。

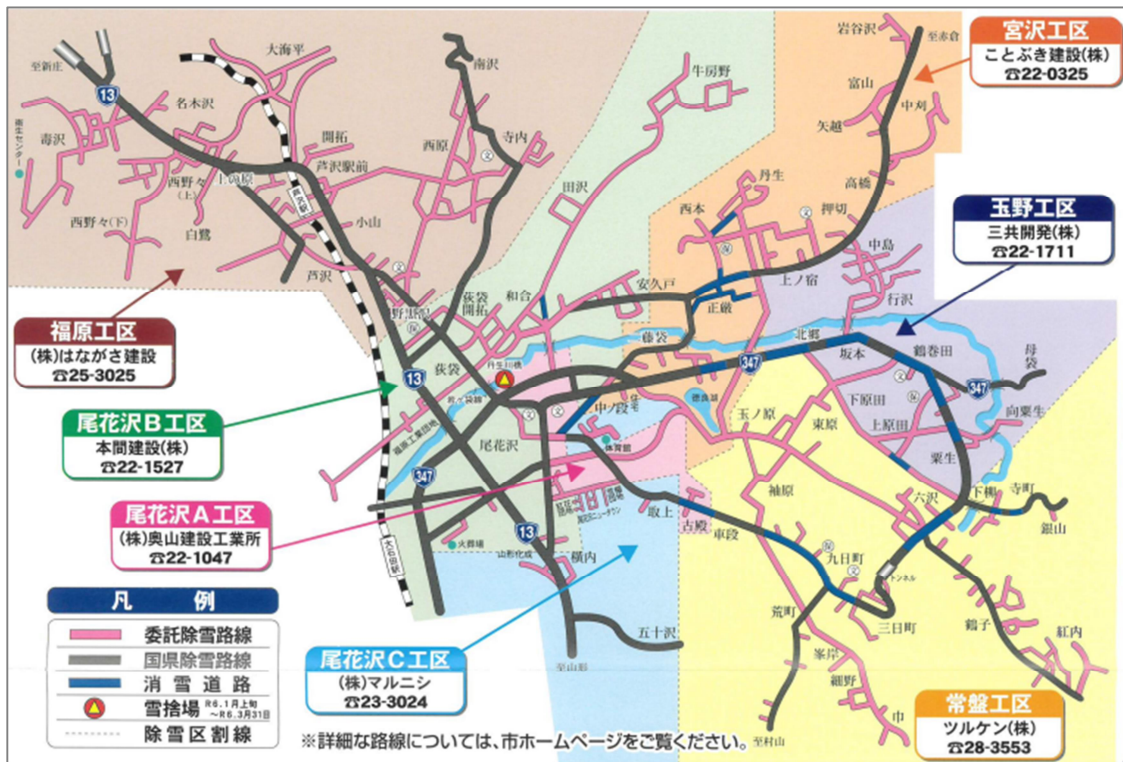


〔資料：除雪情報提供システム〕

図 除雪情報提供システムの操作方法

④ 除雪路線計画図—市道の除排雪

地元の建設業者に業務委託し、道路の除排雪を行っています。



〔資料：尾花沢市 HP〕

図 除雪路線計画図

⑤ 流雪溝の使用について

冬期間の排雪のため一部の集落・区間に流雪溝を整備しています。流雪溝の使用を間違えると重篤な事故につながるため、市のホームページでは使用上の注意を呼び掛けています。

⑥ 地域除雪活動支援事業

「集落の共助により安心して暮らせる地域づくり」を目指し、集落内の除雪困難者宅などの除雪を集落内の組織が行う活動について支援しています。

第4章 | 将来見込みに基づく課題

4-1 将来見込み

人口減少と高齢化の加速により、従来の「自助・共助・公助」の枠組みを維持することが困難になり、地域の除排雪を支える担い手の不足と支援を必要とするニーズ増加が同時に発生することで、雪国での安全な暮らしを維持することが難しくなるのではないかと予測されます。

将来的に、屋根の雪下ろしや敷地内の除排雪を担ってきた建設業者やシルバー人材センター等の作業員の高齢化が進み、人手不足が顕著となります。また、集落単位の共助組織は、現在10団体程度で推移していますが、住民の減少とともに団体も減っていくと考えられます。

一方で、本市が除雪券を交付し支援を行っている要援護世帯は300世帯にのぼり、その約7割が高齢の単身世帯です。今後の10年間で、こうした高齢単身世帯はさらに増加し、要援護世帯数は、現在より約25%増の375世帯程度にまで膨らむと推計され、今後、適正管理のなされない住居等が増加するのではないかと予測されます。

そのため、今後の10年間は住宅の克雪化をより一層進め、そもそも雪下ろしを必要としない、除雪回数を大幅に減らせる住環境の充実を図ります。あわせて、深刻な担い手不足に対応するため、従来の建設業だけでなく、冬期間に作業が可能な多様な業種や組合へ声掛けを行い、新たな除雪の担い手として参画を促すなど、多層的な支援体制を構築します。

このように、克雪化の促進による事故防止や、行政の部局間の垣根を超えた連携、住宅のリフォームに対応する民間金融機関と連携した新たな資金支援策の導入など、市民・地域・行政・民間事業者が一体となって、時代に即した「持続可能な除排雪体制」を再構築していくことが必要です。

4-2 課題の整理

(1) 自助：住宅（克雪住宅等の普及促進）

住宅の克雪化（落雪式・耐雪式・融雪式）を促進し、住宅の屋根の雪下ろしや敷地の除排雪の負担・危険等の軽減を図り、安心して暮らせる住環境を整備するため事業展開する必要がある。

(2) 公助：除排雪困難者支援（除排雪困難世帯等への支援）

除排雪作業中の事故が発生することが多い高齢者の暮らしを守るため、除雪券などを交付し、高齢者自らの作業を軽減することで死傷事故防止に努める必要がある。

(3) 多様な共助組織への支援：共助（地域・団体）

雪下ろしや敷地内除雪の重要な担い手である共助組織に対し、活動を継続するための財政的・組織的支援を継続して行い、次世代に安心して継承できる体制づくりを支援する必要がある。

第5章 | 地域の将来構想

将来構想

克雪住宅を本市の標準仕様にするすることで、個人の体力や年齢に左右されない自立的な住宅環境を整備し、市民が自ら行う除雪作業による事故や共助組織の除雪作業による事故の発生件数ゼロを目指します。さらに、除雪作業中の事故が発生することの多い高齢者などに対しては除雪券交付などの支援を継続することにより事故を防止します。

また、多様な共助組織へ対し継続的な事業展開をすることで、次世代に安心して継承することができる「持続可能な除排雪体制」の構築を目指し、将来にわたって安全に暮らせる「克雪のまち 尾花沢」のを実現を目指します。

5-1 3年後の将来像 ～支援制度の強化による普及促進～

事故リスクへの理解を深め、補助制度の強化や拡充された支援制度によって克雪化への意識を高める。

(1) 自助：住宅（克雪住宅等の普及促進）

住宅等の雪対策支援事業や住宅リフォーム補助の活用を促すため、補助金の見直しや周知を徹底することで、住宅の克雪化（落雪式・耐雪式・融雪式）等を後押しします。

(2) 公助：除排雪困難者支援（除排雪困難世帯等への支援）

除排雪作業による事故が多い高齢者等の暮らしを守るため、除雪券などを交付し、高齢者等が自ら行う作業の軽減を図ります。

また、対象者がサービスを利用しやすい環境を整えるため、「請負業者一覧」を公開するとともに、請負業者に対して安全講習会への参加を促すことで安全な除排雪作業を定着させる。

(3) 共助：地域・団体（多様な共助組織への支援）

共助組織が無理なく活動できるよう運営面や財政面で支援し、地域内での見守りや支え合いが継続できるよう支援していく。

5-2 5年後の将来像

～多様な支援による克雪化の加速～

住宅等の克雪化が進むことで死傷事故が減少し、雪対策の支援を活用した共住宅等の克雪化が進むことで死傷事故が減少し、雪対策の支援を活用した共助の仕組みづくりが進む。

(1) 自助：住宅（克雪住宅等の普及促進）

克雪化をさらに促進させるため支援の拡充や民間金融機関などとの連携により低利融資が受けられる体制を整えるなど、安全な住環境へ改修できる体制を構築します。

(2) 公助：除排雪困難者支援（除排雪困難世帯等への支援）

除雪券の交付を継続し、高齢者自らの作業を軽減します。

また、支援が必要な方を早急に把握できるような見守り体制を検討していきます。

(3) 共助：地域・団体（多様な共助組織への支援）

多様な共助組織への支援を継続し、近隣集落組織と結び付けるなど新しい共助モデルを模索することで、持続可能な広域除排雪ネットワークの構築を目指します。

5-3 10年後の将来像

～除雪作業による事故が起きない持続可能な「除排雪体制」が確立～

克雪住宅が本市の標準になることで除雪作業による事故がゼロとなり、継続的な事業展開によって持続可能な除雪体制が構築される。

(1) 自助：住宅（克雪住宅等の普及促進）

住環境の克雪化が本市の標準となり、雪下ろしや、除雪作業による事故がおこらない。

(2) 公助：除排雪困難者支援（除排雪困難世帯等への支援）

除雪券の交付が継続され、高齢者自らの作業が軽減されている。

(3) 共助：地域・団体（多様な共助組織への支援）

多様な共助組織への支援が継続され、地域全体で雪害を防ぐ仕組みが定着している。

第6章 | 克雪化に向けた役割

【市の役割】

- ①除雪体制を整備すると共に除雪計画を策定します。
- ②除雪作業の事故防止や流雪溝の使用のためのルールを定めます。
- ③自力での除雪が難しい市民へ支援します。
- ④克雪住宅化など融雪設備を整備しようとする市民へ支援します。
- ⑤除雪機械を取得する市民へ支援します。
- ⑥除雪共助組織の育成や運営を支援します。
- ⑦除雪オペレーターの育成を国や県、除雪事業者と一緒に取り組みます。

【市民の役割】

- ①除雪路線等の道路への投雪はしないなど雪処理のマナーを守ります。
- ②屋根や敷地の除雪作業のルールを守り事故防止に努めます。
- ③流雪溝の使用上のルールを守り歩行者の安全や水上がり防止に努めます。
- ④雪で困っている人がいれば周りの人々と協力し助け合います。

【除雪事業者の役割】

- ①除雪計画を推進するため道路の除雪を適切に実施します。
- ②除雪技術の精進に励み、オペレーター等の担い手の確保に、市と共に取り組みます。

第7章 | 評価指標の設定

本方針を確実に推進するために、進行管理はPDCAサイクルにより行うこととし、関連する取り組み・事業の進捗状況を毎年度把握していくものとします。また、方針の進捗管理のために、KGI（重要目標達成指標）及びKPI（重要業績評価指標）を設定します。

1. KGI（重要目標達成指標）

指標	基準値	目標値	
	R2～R6年度	R7～R12年度	R13～R17年度
除排雪作業中の死傷事故の発生件数	52件	半減	0

2. KPI（重要業績評価指標）

指標	目標値	
	5年後	10年後
住宅の雪対策への助成総数	5件/年 のべ25件	のべ50件
安全講習会※への参加	除雪サービス事業に関わる半数ほどが参加	除雪サービス事業に関わる全員が参加

※県や市内で実施している専門家による講習会。